



# 全国センター通信

毎月1日発行  
 年額1,500円(送料込、会員は会費を含む)  
 〒113-0034  
 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 発行責任者: 岩永千秋  
 Tel (03) 5842-5601  
 Fax (03) 5842-5602  
<http://www.inoken.gr.jp>  
 e-mail: info@inoken.gr.jp

## 職員的大幅増員で安全・安心の医療・介護へ 日本医労連、2013秋・全国一斉「いのちまもる地域キャラバン」行動

日本医労連は、大会方針に基づき9月から11月にかけて2013秋・全国一斉「いのちまもる地域キャラバン」行動を提起し、全国でキャラバンの成功に向けて取り組みを行っているところです。看護・介護職員の夜勤改善・大幅増員による「安全・安心の医療・介護の実現」と、キャラバン行動を通じて「20万人医労連建設」への日常活動と産別結集の強化をめざします。

キャラバンのスタートにあたって、日本医労連は9月に看護要求実現全国交流集会を開催しました。職場で要求の前進をどう図るか・キャラバンの取り組みをどう成功させるかを話し合い、具体的な署名目標達成に向けた意思統一を図りました。また、キャラバンスタートに合わせて記者会見を行い、各地方紙で紹介されました。

代表的な取り組みの1つである白衣の署名宣伝行動では、医労連のキャラクター“ナースのこなっちゃん”パンチングバルーンに、“飴ちゃん”を新たにグッズとして加え、各地で街頭に繰り出しています。飴とバルーンは街頭で大好評。着ぐるみや県独自のグッズを作るなど、宣伝を楽しくする工夫が各地で見られ、例年にない盛り上がりを見せています。

### 世論の広がりを追い風に奮闘

職場での取り組みとして、すべての加盟組合が秋闘要求に夜勤改善・大幅増員の要求を盛り込み、提出することとしています。また、期間を定めて全国一斉「不払い労働一掃・退勤時間調査」を提起。職員との対話重視の“見える組合”を意識した活動も取り入れています。

夜勤の有害性や「(厚労省)5局長通知」の活用などの学習会も各都道府県で広く開催されています。また自治体交渉や労働局交渉・地方議会請願で、全ての地方議会に働きかけを行っているところです。

秋のキャラバン行動の結節点となるのが「いのちまもる10.24国民集会」(主催:同集会実行委員会=医労連・14医療関係団体参加)と11月13・14日の中



“ナースのこなっちゃん”パンチングバルーンは大好評

中央行動です。国民集会は、全国から3000人を超える参加者が日比谷野外音楽堂に集まりました。「国民のいのちをまもるの一点で立場をこえて共同しよう」という集会の呼びかけに、国会議員や各界の著名人・研究者、医療関連団体から160通の賛同メッセージが寄せられました。医師会・全日本病院協会などからも賛同が寄せられました。ゲストには、有名な林修先生を迎えました。銀座パレードでは「医師・看護師をふやすのは、今でしょう!」と元気にアピールしました。

中央行動では、200人規模での国会議員要請と政府交渉を行いました。看護師の過酷な労働実態が週刊誌に取り上げられるなど、世論は広がりを見せています。これを追い風にキャラバン終盤戦、産別を挙げて結集し奮闘します。みなさん、「大幅増員署名(こなつ署名)」にご協力お願いいたします!

(日本医労連 新宮藍子)

### 〈今月号の記事〉

文部科学省交渉・企業公表裁判	2面
シリーズ 安全衛生活動交流(第23回)	3面
各地・各団体のとりくみ	
大阪/山梨/広島/関甲信/泉南アスベスト/北海道/じん肺キャラバン/京都	4~6面
過労死防止基本法制定/相談室だより	7面
平成24年「労働安全衛生特別調査」	8面

## リアルな実態を調べ、対策の強化を 学校現場でのアスベスト飛散防止で文部科学省と交渉

昨年11月に発覚した大阪府立金岡高校のアスベスト(青石綿)飛散事件の教訓は、第一に耐震補強工事などの前に、図面で事前調査をするだけでは不十分であること。第二に工事の現場で危険を判断する能力を引き上げないとアスベスト飛散事故をなくすことはできないことなどです。

急いでこの教訓を全国に広げ、アスベスト飛散事件を未然に防止しようと、「いの健」全国センターは10月23日に、アスベスト対策委員会を中心に文部科学省交渉を実施しました。

「いの健」からは長谷川吉則副理事長など9人が参加、文科省からは「文教施設企画部」の専門官ら2人が対応しました。

金岡高校事件では、耐震補強工事の前にその工事にかかわるところのアスベスト除去工事を昨年夏休みに実施、10月に同じ業者が耐震補強工事を実施しています。法令に規定された事前調査をやり、アスベスト除去工事の経験もある施工業者が耐震補強工事も実施しています。

「施工業者がひどい」ということで済まされない問題が含まれています。現在の法令を守るということだけで同様の事件をなくすことはできません。

文部科学省としてリアルに事態の詳細を調べ、子ども



たちや教職員がアスベストを曝露するようなことがないよう対策を講じるべきです。

文科省の専門官は、「表ざたにはなっていないが他にもそうした学校でのアスベスト飛散事件が起こっている」ということを認めながら、「通達を出している」「法令を守って工事するようお願いする」と答えるだけでした。

現場での点検や評価が現在の法令ではアスベスト飛散を防止できないのであり、文科省が「子どもと教職員を守る」という立場で率先して安全のための方策や提案をしてほしいと強く伝えて交渉を終わりました。

(泉南アスベスト勝たせる会 伊藤泰司)

## 過労死を出した企業名公表裁判 最高裁が上告を棄却

最高裁第3小法廷は、過労死家族の会代表の寺西笑子さんが原告の「過労死を出した企業名公表裁判」について、11月1日付けで上告を棄却しました。

この裁判は、2009年11月に大阪過労死弁護団の15人の大弁護団で提訴したものです。

11年11月に出された大阪地裁判決では、原告の訴えが認められ、企業名の開示を命じる判決が出されました。しかし国側が控訴した大阪高裁では、開示の影響として「会社に過失がなくても否定的に受け止められ、ブラック企業と評価されることもある」「被災者の個人情報特定できるおそれがある」「企業側が労災の調査に協力しなくなって労基署の業務に支障が出る」などの理由で、

不当判決。最高裁は、この控訴審を支持したものです。

これで、司法での判断が終わりましたが、厚生労働省が出した「第12次労働災害防止計画」では、「重大な労働災害を繰り返し発生させ、改善が見られない企業について、企業名等を公表する」ということを掲げました。

また厚生労働省が9月に行った、いわゆる「ブラック企業」4000社に対する立ち入り調査では、悪質な事業所名を公表するとしています。

原告の寺西さんは「厚生労働行政へ一石を投じ、大きな波紋が広がったと思います。厚労省の開かずの扉をたたきたたかいに参加でき、誇りに思っています」と語っています。

(全国センター 岡村やよい)

### 季刊 働くもののいのちと健康

#### 特集 SE労働を考える

- SE労働は今① 座談会 問題の共有化と研究会発足に向けて
- SE労働は今② 裁判・労働認定のたたかいから見る労働
- SE労働の特徴といのちと健康を守る課題 大田労災職業病患者会 網野 浩
- 〔小特集〕新「腰痛予防対策指針」と職場の取り組み
- 職場における腰痛予防対策指針改定のポイントと取り組みの強化点 滋賀大学講師 北原照代
- 腰痛をめぐる医療・介護職場の現状・問題点と今後の取り組み 日本医労連書記次長 三浦宜子
- 農作業における腰痛の発生要因と対策 富山県農村医学研究所 主任研究員 大浦栄次

〔寄稿〕  
過労死・過労自殺の25年

弁護士 岡村親宜

#### 秋号

2013-10  
No. 57

#### 〔調査・アンケート活動〕

- 教職員の長時間労働の実態 全日本教職員組合書記次長 米田雅幸
- 仕事・営業に遭遇している業者婦人の姿が見え隠れ 全商連婦人部協議会
- 〔被災者・遺族・支援者のたたかい〕
- 専修大学の労災患者解雇事件
- 〔連載〕
- 労安活動を取り組んで何が労働組合じゃ!④ 全国センター参与 木下 恵市
- 診察室から見た労働現場② 中野共立病院・医師 谷川智行
- 被災地からの報告 NPO法人POSS仙台支部代表 渡辺寛人
- 海外雑誌紹介「hazards」② 西松隆志

#### 〔学会情報〕

第86回日本産業衛生学会「労働衛生法令の課題と将来のあり方」

いの健全国センター理事長 福地保馬

#### 〔本の紹介・映画紹介〕

〔アンケート〕



## 職場に根を張り、困難を切り開く 地域労組での安全衛生施策前進の展望

岡山地域労働組は、未組織労働者の「駆け込み寺」とともに、岡山県労会議内の空白単産の未組織労働者の「受け皿」と位置づけ、相談員が役員となり活動しています。



ねばり強いたたかいをバーベキューで交流(10月26日)

### 対等の立場を確立できていない未組織労働者

賃金未払い、解雇、失業手当、労災など猶予の出来ない「駆け込み」相談も多く、「派遣切り」時には生活保護や住宅相談にも対応しました。ほとんどの相談者が、職場を辞めることを決断して使用者への権利主張をしようとします。それは、労使対等の交渉が確立できていない未組織労働者にとって選択のできない方法でもあります。

09年、派遣切りにあった自動車関連の日系ブラジル人ら十数人が組合に加入して派遣会社の解雇を撤回させて、雇用調整助成金の教育訓練(賃金の8割を補償の「日本語学校」)を2年間続けました。

会社は、社会保険に加入せず労災も全く補償せず、業務上が明らかな場合は「海外旅行傷害保険」で補償をするという対応をし、その他は本人負担。職場で足を骨折し入院した女性は、国保未加入で数十万円の自己負担をしていました。

外国人労働者のみならず、労働者の権利主張も不利益扱いや経済的困難に耐え裁判闘争等を覚悟しなければできないことから、泣き寝入りするケースもあります。

### 「監督署に相談したら、労災でないと言われている」

11年、鋳物製造会社に派遣されている日系ブラジル人約90人が、社会保険加入による賃下げに不満を持ち地域労働組に加入しました。賃下げは一定食い止め、有給休暇取得などの前進を勝ち取りました。

熱く重い鋳物を扱う職場では、骨折、打撲、切傷、やけど、目にバリ(鋳物の破片)が入るなどの労災が常態化し、派遣会社が全てを民間の「ロウサイ」保険から支払い、全く労災扱いをしていませんでした。組合は、無資格者のクレーン操作による足の骨折、重い鋳物の緊急操作による腰痛、指骨骨折、職場での階段踏み外しによる腰痛などを本人代理人として労災申請をしました。

その後、組合活動の中心であった労働者が労災で休んだことを「出勤率が悪い」と解雇され、スト・ピケでたたかいました。労災は認定され解雇無効の裁判で、会社

は「監督署に相談したら、労災でないと言われている」と提訴不能な「労災認定取消」訴訟まで主張しました。

裁判は勝利和解しましたが、会社は減産・事業縮小として多くの組合員を雇い止めにしました。裁判中にも派遣先は「構造上の欠陥」による有機溶剤の爆発で下顎骨を損失させる重大事故を起こし、書類送検されました。安全衛生法等の規制は「どこ吹く風」が如き無法です。

### 職場に根を張り、切実な要求・安全衛生で前進

そうした中でも、不当な攻撃に耐え、組合員を維持・強化しながら前進している組織も生まれています。

今年2月、福祉機器製造下請会社で年間変形労働制の休日を一方向的に削減する事態に「子どもの試合も見に行けなくなった」などの不満が起こり、急速に17人の過半数組合を結成して、休日減を元に戻した協定を締結しました。スレートの工場内でアルミなどの溶接作業のために、窓は閉め切り、溶接マスクをつけての作業で、マスクの中は「40度ぐらいになる」状態でした。熱中症対策を要求し、スポットクーラー設置を実現し、定昇などのたたかいを続けています。

また、十数人のゴム製品製造会社で、一人組合員が有給休暇取得を実現し、炎天下の「草むしり」作業を撤回させるなど、粘り強く頑張っていました。ゴムの接着防止に撒くタルクの粉塵が工場に蔓延しており、組合は改善を要求しましたが、会社が「実施する」との回答を放置したので、監督署に申告しました。「いの健」中四国ブロックセミナーに参加した労働者は、じん肺分科会で対応を詳しく教えてもらい、追加された有機溶剤排気措置などの是正勧告実施を迫っています。

職場に根を張り、安全衛生・要求の前進がありました。

### 国内外の到達点と力も活かした前進の展望を

民営企業雇用者の76%になる中堅・中小企業の組合組織率は、100-999人以下で13.3%、99人以下は1%です。

未組織労働者の組織化と、職場内外での活動強化は喫緊の課題です。それとあいまって、労働安全衛生の実効ある規制・監督・推進行政強化や現場での実効性向上などをはかるために、産業衛生学会なども提起する「労働安全衛生法令の課題」などの探究、世界のたたかいで築かれた国際的な権利-ILOや国際条約・EUの到達等と憲法など国内外の力を活かした施策前進の展望の確立が、微弱な当組合にも課題となっています。

そのたたかいは、労働者・国民の生活も健康も安全も環境も平和も民主主義も国の主権さえも一顧だにしない利潤最優先の日本財界・大企業の横暴を規制する運動と合流しながら進むことにもなるのでしょうか。

(岡山地域労働組合 執行委員長 藤田弘起)

**各地・各団体のとりくみ**

**大阪**

**20周年を節目にさらなる奮闘を誓う**  
大阪センター結成20周年記念レセプション



「奄美・沖縄しまうた」で盛り上がったレセプション

10月12日、大阪労働健康安全センター結成20周年記念レセプションが開催されました。大阪労連と労働組合、民医連、研究者、弁護士、「いの健」近畿ブロック、過労死家族の会のみなさん72人の方々が集い、終始和やかな雰囲気の中、楽しい一時を過ごすことができました。

全国センターから中林正憲事務局次長にご出席いただき、各界からはお祝いのメッセージと合わせて、あらためて、大阪労働健康安全センターの活動に期待する声が数多く寄せられました。

大阪センターは、1993年12月11日に結成されました。当時の「設立趣意書」では、いのちと健康を守るためにすべての働く人びとを視野に入れた健康・安全を守る運動の展開と前進が提起されました。こんにちの情勢は20年前より、さらに深刻になっているだけに、「人間らしく生き働くために」20周年を節目にさらなる奮闘を誓いました。

レセプションでは、アトラクションとして「奄美・沖縄しまうた文化を考える会」の牧志徳さんと唄い、踊りで会場はおおいに盛り上がりました。

最後に20年にわたって活動されてきた北口修造さんに感謝状・記念品・花束の贈呈が行われ、「大阪過労死を考える家族の会」からも花束が贈られました。

北口さんは、20年の活動を振り返りながら、「1つひとつのたたかいは私の血と肉となった」とお礼の挨拶をされました。(大阪センター 村上 茂)

**山梨**

**たたかひの金字塔**  
「過労死と労災問題を考える会ニュース縮刷版」を発行

10月に「山梨過労死と労災問題を考える会ニュース縮刷版」が完成し、関係者のもとに寄贈されました。このニュース縮刷版は、山梨過労死家族の会が取り組んだ過労死・過労自殺・労災問題のたたかひの記録です。1995年6月から2013年8月までの18年間に発行したニュース154号分を集めた縮刷版で、全321頁の膨大な資料です。山梨過労死と労災問題を考える会は、現在「いのちと健康を守る山梨県センター」事務局長の保坂忠史さんが勤

めていた生命保険会社の転勤で故郷の山梨に戻った1995年6月に再スタートしました。

1998年9月には山梨過労死家族の会が発足、翌年の6月に「いのちと健康を守る山梨県センター」が活動をはじめました。以後、労災認定・審査請求・再審査請求・行政訴訟・損害賠償裁判で大きな成果を上げてきました。実は保坂さんは、生命保険の職場での頸肩腕障害で59人の認定をかちとって「生保交流集会」の活動に尽力していました。「生保交流集会」の記録には、「職業病認定闘争やこの交流会の資料作成に力を尽して下さった保坂忠史さん、伊関剛一さんの献身的な支援があつて認定が獲得できた」とあります。こうした活動が基盤となり山梨のたたかひが発展し、金字塔となったのがこの縮刷版です。欲しい方は下記まで。無料でいただけるそうです。(東京社会医学研究センター 村上剛志)

申し込み先：いの健山梨県センター  
〒400-0043甲府市国母1-10-212  
電話：055-226-2754 FAX：電話と同じ

**広島**

**新たな前進へ10年目の船出**

いの健広島センター第10回総会

「いの健」広島センターは、9月30日にロードビルにおいて第10回総会を開きました。10年目の節目の総会となり、36人が参加しこれまでの9年間の活動をふりかえりました。

総会は、徳永聖幹事の司会で始まり、青木克明会長が主催者を代表して挨拶しました。

岡山EAPカウンセリングルームの西田真由美さんが「メンタル不全の事例と対応」のテーマで職場で問題になる3つのタイプ①アスペルガー症候群、②適応障害、③現代うつ病についての事例と対応について記念講演を行いました。

その後、重村事務局長が「9年の活動を振り返る」の資料に基づき、8つのテーマで経過と成果について報告しました。そして、この1年の経過報告と方針提案を行い、その後3人の方から発言がありました。大山泰弘さんは、「今年もじん肺アスベスト根絶・救済のキャラバン、10月5・6日には電話相談を行う。三菱下関じん肺アスベスト裁判は、下請け労働者を差別するもので許せない。裁判に勝つために全力をあげる」と発言。桃谷裁判の奥野さんは「桃谷裁判は控訴審でも公務災害を認める判決が出ました。これまでの支援にお礼申し上げます。基金は上告するかどうかわかりません。なぜなら最高裁で原告が勝てば判例になる。それは今後の力になる」と決意を込め報告しました。全教の神部さんは「学校がブラック企業化している。精神疾患の教師が増え続けている。広島市内の小学校で校長によるパワハラが起こり21人が『措置要求』で対抗している。結果いかんではなく、立ち上がったことそのものがすでに勝利だ」と語りました。

(「いのけん広島たより」より)

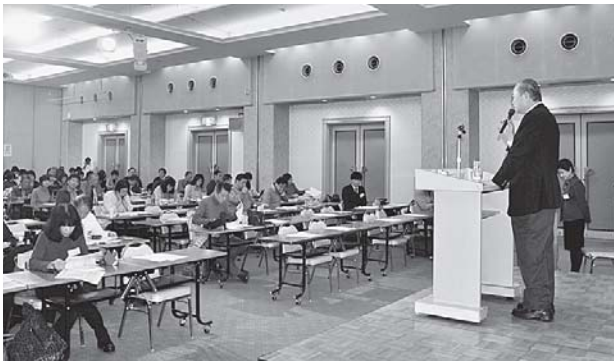


**各地・各団体のとりくみ**

関東  
甲信越

**茨城で初の開催**

第13回関東甲信越学習交流集会



11月9日から10日にかけて、茨城県潮来市の潮来ホテルで第13回関東甲信越地方センター学習交流集会が開催され、助言者も含めて172人が参加しました(写真)。

1日目は労働総研代表理事の熊谷金道さんを講師に、「労働法制の規制緩和は労働者に何をもたらすか」というテーマで記念講演が行われました。安倍政権の登場で、新自由主義の全面的な復活強化が進められようとしています。現在の労働法制改善をめぐる政府・財界の動向が詳しく説明されました。

その後、専修大学の原田さんの労災・休業中に大学より解雇された裁判の報告や日本IBMのロックアウト解雇と職場における健康破壊についての特別報告が行われ、それ以外にも5人の被災者から訴えがありました。

分科会は、1日目の夕方と2日目の午前中に7つのテーマで開かれ、助言者の報告の後に熱心な討論が行われました。初めて参加された20代の女性からは、「非常に良かった。今後の労安活動に生かしたいと思える内容だった」との感想が寄せられました。「充実していた。もう少し討論の時間が欲しかった」などの感想もありました。

1日目の夕食交流会では、県ごとに壇上に昇り、各県センターの紹介が行われました。7県の紹介だけで1時間半もかかってしまい大いに盛り上がりました。

最後に、来年の開催県の神奈川センター・菊谷節夫事務局長から閉会あいさつが行われ、集会は終了しました。  
(茨城センター 工藤睦宏)

泉南  
アスベスト

**国賠訴訟早期全面解決を求めて**

院内集會に300人

11月7日、参議院議員会館で泉南アスベスト国賠訴訟早期解決院内集會が開かれ、300人が参加しました。ほぼすべての党から11人の議員本人と28人の議員秘書が参加しました。

3年前の1陣大阪地裁判決で勝訴を勝ちとり、当時の民主党政権の厚生労働大臣が「控訴しない」意向をしめすなど、解決一歩手前までいきましたが、最後に控訴を決め今日まで長引いています。提訴後原告の死亡は12人になりました。2陣訴訟の大阪高裁判決は12月25日です

が、超党派の多数の議員による「早期全面解決議員共同アピール」を、判決前からの賛同を得ようと活動しています。この日も院内集會のあと衆参の全国会議員に要請行動に回りました。

建設アスベストをはじめ、たくさんのアスベストの労災や環境被害の事件にとっても、広く労働災害や環境公害被害救済にとっても大切な一歩となる泉南アスベスト国賠の勝利をぜひ勝ち取りましょう。

(泉南アスベスト勝たせる会 伊藤泰司)

北海道

**「ブラック企業」でシンポジウム**

北海道セミナー開催

10月19日、北海道セミナーが札幌市で行われ、労働者、労災被災者や市民、弁護士など120人が参加しました。午前中のシンポジウムでは川村俊紀弁護士が講演を行い、「ブラック企業は脱法的手段で労働者を酷使している。その手口を知り阻止することが重要」と、自身が関わっているT自動車工業の事案について話しました。



講演する川村俊紀弁護士(10月19日・札幌市)

「会社は『固定残業代』制度を設けてただ働きを強要し、求人票は虚偽表示で休みも取れない。労働者が改善を求めても応えないため、労働組合を結成し今は裁判を起し不法行為とたたかっている」と報告しました。「ブラック化」に対しては、憲法の視点(個人の尊厳・幸福追求権・生存権)で考え、「労働組合を強くすることと、人間らしく働く労働者保護法の制定・遵守がポイント」と述べ、現場からのたたかいが重要と強調しました。

T自動車工業労組のSさんは「仕事に誇りを持つ仲間と組合をつくってたたかって、休日も取れるようになるなど職場環境が少しずつ良くなっている。1人で悩まず職場の仲間や地域労組などに相談することが大切だ」と発言しました。郵政やタクシー労働者、労基署の監督官などから、現場の実態についての発言が続き、現状をとらえ立ち向かう決意が湧き上がるシンポジウムとなりました。午後からは4つの分科会で報告と討議が行われました。新聞3紙・テレビで放映され、反響を呼んでいます。

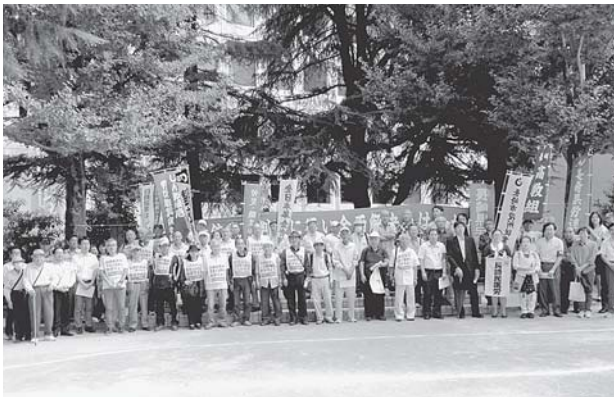
(北海道センター 佐藤誠一)

「全国センター通信」172号(10月1日)4面「安全衛生委員会活性化のための実践講座」の写真キャプションで杉本正男氏とあるのは、榎本光男氏の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

**各地・各団体のとりくみ**

じん肺  
キャラバン

**全都道府県から国会へ 300人が集結**  
第24回なくせじん肺全国キャラバン



長崎県での出陣式

**トンネルじん肺救済法制定を強力に要請**

第24回目となった「2013年なくせじん肺全国キャラバン」行動は、10月1日から16日、今年も全国8ブロック、47都道府県全てにおける行動を成功させました。各地の行動では、とりわけ、1日も早い法律制定が求められているトンネルじん肺救済法の成立に向けた要請行動等が強力に展開され、トンネル現場における8時間労働の遵守も各地で要請を行いました。また、東日本大震災を含め、建物解体等によるアスベスト粉じん曝露の防止対策について各地で行動を展開しました。東京集結行動における環境省、労働省への要請行動でもこれらの点を強く要請しました。環境省要請では、行政による建物解体に伴うアスベスト粉じんの対策が極めて不十分である実態が改めて明らかになり、今後も継続的な取り組みが必要であることがはっきりしました。

**全国の力を結集して被害の根絶を**

10月15日の東京集結院内集会では、全国各地から300人以上が参加し、10人の国会議員から主にトンネルじん肺救済法の早期成立に向けた挨拶をいただきました。議員参加は秘書参加を含めると49人にのほりました。また、仙台錦町診療所の広瀬俊雄先生から「東日本大震災被災地における石綿粉じん被害と対策の実情や課題について」をテーマに講演をしていただき、被害防止に向けた対策実現での運動の重要性等について学習しました。

台風26号の直撃により、残念ながら16日の国会請願デ

モや朝の企業前行動などが中止となりましたが、じん肺・アスベスト被害の根絶を求める請願署名は30,883筆集まり、11月に衆議院と参議院に提出しました。

キャラバン行動を通じて、全国の力を結集してじん肺・アスベスト被害根絶に向けた運動を継続的に進めていくことが、わが国の全ての労災や職業病を根絶させ、安心して働ける職場を作るために必要であることが改めて確認されました。(全国じん肺弁護団 鈴木剛)

京都

**働きやすい職場に変える力に**

「学校にローアンの風を」連続講座

10月・11月の4日間、京都で「学校にローアンの風を」連続講座が行われました(写真)。講座には、愛知・岐阜・滋賀・大阪・京都・奈良・岡山の教職員のべ約170人が参加しました。労働安全衛生活動の基礎から、文部科学省の変化や最新の通達、そして学校現場での具体的な実践報告が紹介された第1・第2講座。発表されたばかりの「全教の勤務実態調査」の報告を行なった第3講座。裁判闘争・措置要求の取り組みや日本の労働基準と教職員の働き方の問題点を明らかにした第4・第6講座。学校現場にあった具体的なメンタルヘルス活動の実践をふんだんに学べた第5講座。どの講座も全国的に活躍している一流の講師の講義で、参加者には大好評でした。



感想には、「今の働き方を変えるには、労働安全衛生委員会が大きな役割を果たせそうだと思います」「みんなが『お互い様』と言える職場づくりがメンタルヘルスに大切だと感じた」などの声が寄せられています。今の学校現場は、長時間過密労働(平均月90時間を超える時間外労働)の問題でも、深刻なメンタルヘルス問題でも、まさに「崖っぷち」です。今回の講座には地元京都からも多数の教職員が参加。また、関東、関西に続き、東北地方でも「連続講座」を実施する動きが生まれています。「学んで、実践し、職場を変える」労働安全衛生活動に取り組み、全国の学校現場を働きやすい職場に変える力にしたいと思います。(京都市教組 中野宏之)

**第9回地方センター交流集会**

日時 2014年2月8日(土) 13時30分～9日(日) 12時(予定)  
会場 盛岡市つなぎ温泉 愛真館(盛岡駅から送迎バスを出します)  
☎019-689-2111  
宿泊費 15000円(予定)  
規模 50人  
申込先 いの健全国センター ☎03-5842-5601

- \* 未結成の県からも参加大歓迎です。
- \* いの健地方センターの役割や未結成の県の結成に向けた活動についての討議。
- \* 活動交流。





# 国会で過労死防止基本法制定への気運高まる



参加者であふれた緊急集会(10月17日衆院第1議員会館)

## 臨時国会での成立をめざして緊急集会を開催

10月15日に召集された臨時国会で「過労死防止基本法」の制定にむけて大きな前進がありました。「今国会で制定をめざそう」という賛同議員の動き、東京過労死を考える家族の会を中心とした旺盛な働きかけから、10月17日午前、超党派の議員連盟世話会が行われ、実行委員会の「過労死防止基本法案」をもとに衆議院法制局が作成した「法案骨子案」が示され、各党持ち帰って検討することが確認されました。

引き続き11時半からは「過労死防止基本法を今臨時国会で制定を！」緊急集会を衆議院第1議員会館会議室で開催。緊急の呼びかけにもかかわらず、超党派の議員30人、秘書22人を含め、137人が参加しました。

集会では、超党派の参加議員から、今臨時国会で制定させる決意表明が行われ、遺族からは早期の基本法制定を求める切実な訴えが行われました。署名46万筆余が集約され、自治体決議も兵庫県・島根県をはじめ38の自治体であがっています。報道各社も入り、熱気にあふれた

意気高い集会となりました。

## 北海道では地元選出国會議員を総訪問

10月末からは、家族の会の寺西笑子さんと西垣勉世さんが東京に詰め、東京家族の会のメンバーと一緒に各党関係会議への参加を含めて、精力的に議員要請を行っています。北海道では、家族の会と弁護士が、道選出国會議員の地元事務所を総訪問し、議連へ参加する議員が続いています。

## 今国会で何としても

11月19日には、衆議院第1議員会館大会議室で、8回目の院内集会が開催され、234人が参加しました。(株)ワークライフバランス代表取締役社長の小室淑恵さんから「労働時間に対する国家戦略について」と題しての記念講演が行われました。議員連盟参加議員は122人、全国から集まった署名は51万9375筆となりました。

国会最終盤にむけて、「何としても基本法の成立を！」と意思統一を行いました。

(全国センター 岡村やよい)

### 過労死等防止基本法案骨子案の主な内容

- 過労死等はない。社会的・経済的な取り組みとして対策を実施
- 政府は、国会に過労死の概要や防止対策の実施状況を年次報告する
- 国は、家族や遺族、学識経験者で構成する会議の意見を聞いて、防止対策推進の基本計画を作成
- 事業主は、国や自治体に協力し、労働者の健康保持に必要な措置を講じるよう努める

## シリーズ 相談室だより (69)

### 初のパワハラによる労災認定

一般社団法人・山口県宅地建物取引業協会(「山口県宅建協会」)は、今年5月16日付で従業員Hさんを「就業規則上の病気休業期間が満了した」として解雇しました。ユニオン山口に加入していたHさんは、昨年4月以降の数回の団体交渉で同僚・上司によるパワハラの是正を要請したものの、協会は同僚・上司のパワハラを否定しつづけました。Hさんはとうとう昨年6月以降病気休職となりました。そして、2カ月後の8月末に労災申請をしました。今年4月30日、山口労働基準監督署はHさんを同僚・上司によるパワハラを原因とする労働災害として認定しました。パワハラによる労災は山口県では初めての認定です。

Hさんは、一昨年秋頃から同僚・上司に「歩き方がお

かしいのではないかと。すり足で歩け」「不愉快だ、もう帰れ」などの罵声をほぼ毎日のように浴びせられていました。この子細な状況をパソコンに記録していたことが労災認定の決め手となりました。

山口県宅建協会は、労働基準監督署から「労災中の解雇は労働基準法第19条違反」として指導を受けたものの受け入れませんでした。また、労災が認定された後の団体交渉でも解雇を撤回しませんでした。そればかりか、「労働基準監督署への告訴でも、裁判でもやればいい」と、露骨に居直りました。やむなく、Hさんは今年7月、協会を労働基準監督署に告訴するとともに、10月に山口地裁に提訴しました。

働くルール、いのちと健康をまもる職場のたたかいが決定的に重要になっています。

(山口県労安センター 高根孝昭)

インフォメーション

厚生労働省が  
平成24年「労働安全衛生特別調査 (労働者健康状況調査)」の結果を公表

厚生労働省ではこのほど、「平成24年労働安全衛生特別調査 (労働者健康状況調査)」の結果を公表しました。「特別調査」は、周期的にテーマを変えておこなっており、平成24年は労働者の健康状況、健康管理に関する事業所や労働者の取り組み状況、意識等について調査を実施しています。一部を抜粋してお知らせします (詳細は厚生労働省ホームページで閲覧できます)。

[http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/h24-46-50\\_05.pdf](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/h24-46-50_05.pdf)

【事業所調査】

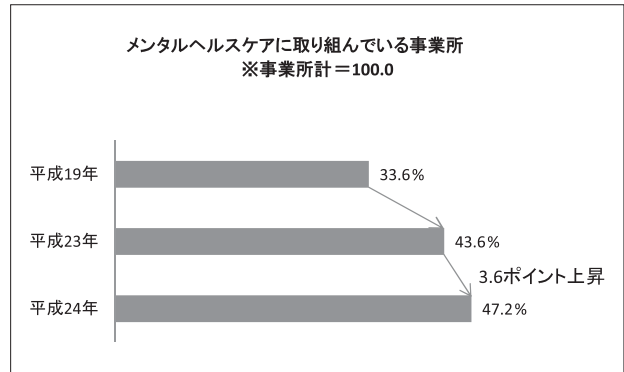
1. 時間外・休日労働が100時間を超える長時間労働者への医師による面接指導の実施状況

時間外・休日労働が100時間を超える長時間労働者への医師による面接指導を実施している事業所のうち、「100時間を超える全ての労働者に対して実施した」事業所は81.6%、「申し出を行った労働者に対してのみ実施した」が18.4%となっています。

実施した」が18.4%となっています。

2. メンタルヘルスへの取り組み状況

メンタルヘルケアに取り組んでいる事業所の割合は47.2%で平成23年調査 (43.6%) より上昇しています。



長時間労働者 (時間外・休日労働100時間) の面接指導の実施の有無及び実施内容別事業所割合

(単位: %)

区分	事業所計	面接指導を実施した	実施内容			面接指導をしなかった	不明	
			100時間を超えるすべての労働者に対して実施した	申し出を行った労働者に対してのみ実施した	不明			
平成24年 (事業規模)	100.0	4.3	(100.0)	(81.6)	(18.4)	(0)	95.5	0.1
5,000以上	100.0	58.5	(100.0)	(61.9)	(38.1)	(-)	41.5	-
1,000~4,000人	100.0	51.4	(100.0)	(82.2)	(17.8)	(-)	48.6	-
500~999人	100.0	31.6	(100.0)	(86.1)	(13.9)	(-)	68.4	-
300~499人	100.0	22.6	(100.0)	(82.6)	(17.4)	(-)	77.4	-
100~299人	100.0	13.8	(100.0)	(85.7)	(14.3)	(-)	86.2	-
50~99人	100.0	5.8	(100.0)	(81.0)	(18.9)	(0.0)	94.2	-
30~49人	100.0	3.8	(100.0)	(83.8)	(16.2)	(-)	96.1	0.1
10~29人	100.0	3.2	(100.0)	(79.7)	(20.3)	(-)	96.7	0.1

注: 「面接指導をしなかった」事業所には、面接指導基準に該当する労働者がいなかった等により、実施しなかった事業所を含む

【労働者調査】

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレス

現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は60.9% (19年調査58.0%) となっています。また、強い不安、悩み、ストレスを感じる事柄の内容 (3つ以内

の複数回答) をみると、「職場の人間関係の問題」41.3% (同38.4%) が最も多く、次いで「仕事の質の問題」33.1% (同34.8%)、「仕事の量の問題」30.3% (同30.6%) となっています。(編集部)

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの有無及び内容別労働者割合

(単位: %)

区分	労働者計	強い不安、悩み、ストレスがある	強い不安、悩み、ストレスの内容 (3つ以内の複数回答)													強い不安、悩み、ストレスがない	不明
			仕事の質の問題	仕事の量の問題	仕事への適性の問題	職場の人間関係の問題	昇進、昇給の問題	配置転換の問題	雇用の安定性の問題	会社の将来性の問題	定年後の仕事、老後の問題	事故や災害の経験	その他	不明			
平成24年	100.0	60.9	(100.0)	(33.1)	(30.3)	(20.3)	(41.3)	(18.9)	(8.6)	(15.5)	(22.8)	(21.1)	(2.1)	(8.2)	-	39.1	-
男性	100.0	60.1	(100.0)	(34.9)	(33.0)	(19.6)	(35.2)	(23.2)	(8.7)	(12.8)	(29.1)	(22.4)	(2.3)	(6.0)	-	39.9	-
女性 (就業形態)	100.0	61.9	(100.0)	(30.9)	(27.0)	(21.0)	(48.6)	(13.7)	(8.3)	(18.7)	(15.0)	(19.6)	(1.9)	(11.0)	-	38.1	-
正社員	100.0	64.1	(100.0)	(35.0)	(32.9)	(20.8)	(37.9)	(21.3)	(10.1)	(9.7)	(26.5)	(21.4)	(1.9)	(7.7)	-	35.9	-
契約社員	100.0	62.7	(100.0)	(26.4)	(25.8)	(21.2)	(40.4)	(18.7)	(2.2)	(44.2)	(12.0)	(29.4)	(4.2)	(8.5)	-	37.3	-
パートタイム労働者	100.0	45.3	(100.0)	(28.1)	(20.5)	(13.6)	(64.1)	(6.2)	(5.7)	(20.6)	(10.5)	(13.6)	(1.7)	(11.0)	-	54.7	-
派遣労働者	100.0	68.1	(100.0)	(27.1)	(13.0)	(35.7)	(37.3)	(9.6)	(0.0)	(60.4)	(3.8)	(15.7)	(1.7)	(7.1)	-	31.9	-
臨時・日雇労働者	100.0	48.6	(100.0)	(-)	(31.3)	(25.5)	(41.8)	(0.2)	(1.0)	(34.7)	(37.8)	(34.0)	(8.4)	(26.7)	-	51.4	-
平成19年	100.0	58.0	(100.0)	(34.8)	(30.6)	(22.5)	(38.4)	(21.2)	(8.1)	(12.8)	(22.7)	(21.2)	(2.3)	(9.3)	(0.1)	41.2	0.8